

平成 26 年度与党税制改正大綱について

本日、「平成 26 年度与党税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正の議論の過程においては、市町村の基幹税目である償却資産に係る固定資産税や、ゴルフ場利用税の廃止を求める意見等も出されたが、いずれも市町村財政運営に不可欠な重要な税源であることが理解され、現行制度が維持されることとなり、与党関係者の方々には感謝申し上げます。

また、車体課税の見直しについては、自動車税との負担水準の適正化等を図る観点から、本会の長年の懸案であった軽自動車税の税率が引き上げられ、市町村の自主財源の充実確保が図られたことは評価できるものである。しかしながら、四輪等の軽自動車については平成 27 年度以降の新規取得車を対象としているなど、自動車取得税の軽減、廃止に伴う補てん措置として必ずしも十分なものとなっておらず、今後の市町村財政運営に支障が生じることのないよう適切な財源措置を確実に講じていただきたい。

さらに、地方法人課税の見直しについては、地方消費税率の引上げに伴う地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る観点から実施されるものであり、法人住民税の一部を国税化し地方交付税の原資とすることは国の歳出削減のために行うのでないことを明確にするとともに、別枠加算を維持すること等により、必要な地方交付税総額を確保していただきたい。また、消費税率（国・地方）10%段階において偏在是正措置をさらに進めるとされているが、その制度設計に当たっては、我々都市自治体の意見を十分踏まえ、関係する制度について幅広く検討していただきたい。

平成 25 年 12 月 12 日

全国市長会
会長 森 民 夫